

「面会交流支援事業」を利用されるお父さん、お母さんへのご案内

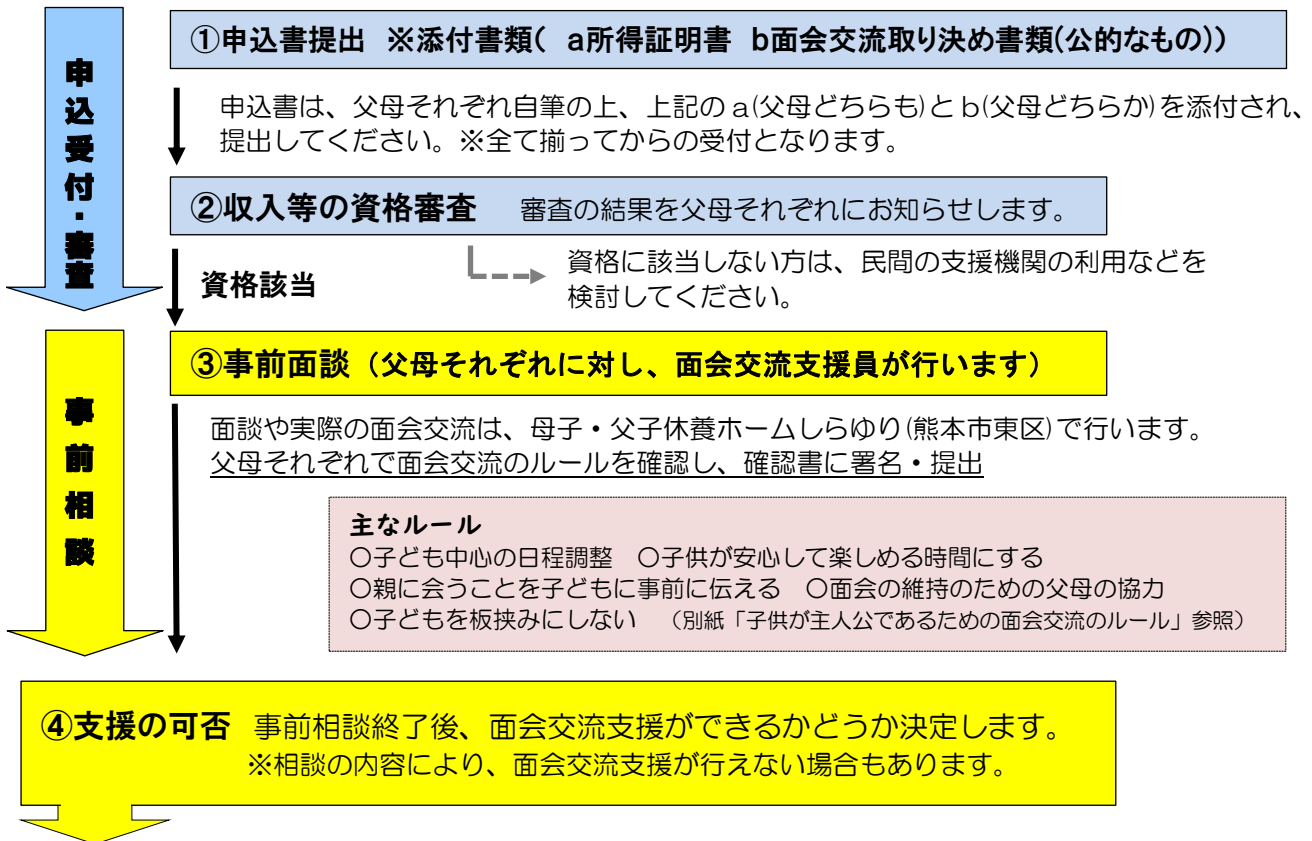
母子家庭等就業・自立支援センターの面会交流支援事業は、父母だけでは面会交流を始めるのに不安や困難がある場合に熊本市が支援するものです。ルールに則り、決められた支援内容に沿って行います。支援の流れと支援内容（下記）を必ず父母双方で確認、合意の上、お申込みください。

父母間で「熊本市の面会交流支援を受け、面会を行う」との合意が必要です。

支援対象者

- 概ね15歳未満の子との面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親。
- 同居親、別居親のいずれか一方が熊本市内に住所を有し、且つ、同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。
- 面会交流の取り決めに公的機関(裁判所、公正役場)で行っている者で、且つ、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること。
- 子どもの連れ去り、配偶者暴力などの恐れがないこと。
- 過去に本事業を利用していないこと。

支援の流れ



面会交流支援決定

